

独占禁止法の遵守を確実にするために 全地連がとるべき行動指針について

令和5年 2月17日(理事会)
一般社団法人全国地質調査業協会連合会

独占禁止法は、昭和22年の制定以来75年を経過したが、その間、国際化の流れもあり我が国の企業活動の基本法としてますます重視されるようになってきている。一方で、度重なる独占禁止法に違反する事案発生を踏まえ、数次にわたり規制が強化されてきており、最近では令和元年6月に成立した独占禁止法改正法により、①課徴金の算定方法について算定期間の延長(10年間)等の見直し、②課徴金減免制度に協力度合いに応じた減算率を導入等の改正が行われた。

われわれ地質調査業は、この独占禁止法をはじめとする関係法令に則り、公正で自由な競争を推進することで、健全な市場の維持・発展に取り組む決意を表明する。

この実現のため、一般社団法人全国地質調査業協会連合会(以下「全地連」という。)は地質調査業の唯一の全国団体として次のような行動をとることとする。

1. 取引の適正化の観点から会員企業に次の諸点の遵守を求める。

- (1) 入札等の取引行為に際しては、他からのいかなる介入をも排し、自らの意思と責任において行動すること。
- (2) 入札等の取引行為に関し、他の事業者の自由な経済活動を阻害しないこと。
- (3) 受注した業務の遂行にあたっては、契約の適正な履行、作業の安全の確保を図ること。

2. 独占禁止法の遵守を徹底するため、次の措置を講ずる。

- (1) 全地連関係の各組織において、講習会を開催する。講習では、単なる独占禁止法の理解を深めるだけでなく、国の競争政策という側面からの意識改革を促す。
- (2) 会員企業に独占禁止法の遵守マニュアルとして「建設業とその関連業界のための独占禁止法遵守の手引」((財)建設業適正取引推進機構発行)を活用するよう求める。

3. 取引の適正化に継続的かつ長期にわたって取り組むため、次の措置を講ずる。

- (1) 取引の適正化を図るため全地連に設置している中央取引適正化委員会（以下「中央委員会」という。）のより一層の活性化を図る。
- (2) 中央委員会は会長を委員長とし、各地区協会理事長、技術委員会及び現場環境改善委員会委員長を構成メンバーとし、取引の適正化に関する活動を推進する。
- (3) 各地区協会は、中央委員会に準じた地方委員会を運営する。
- (4) 地方委員会は、中央委員会との連携を図りつつ、所管する地域の取引の適正化に関する活動を推進する。

以上の措置に加え、会員企業が企業倫理やコンプライアンス遵守について不断の取組を進めることにより、地質調査業界が健全な業界として更なる発展を図ることが可能となると確信する。